

上田市丸子かわまち公園 トライアル・サウンディング事業 実施要項

1. トライアル・サウンディングの背景・目的

令和6年度末に完成した『丸子かわまち公園』は、地域住民や来訪者にとって憩いの場となることを目的としており、緑豊かな環境の中で多様な自然体験やコミュニティ活動を提供することを目指しています。特に、公園内の広場エリアでは、住民が集い、交流する「にぎわいの場」を創出することが求められています。

市が管理する管理棟周辺の運営方法や地域の利用ニーズを把握するため、広場に焦点を当てた市場調査(トライアル・サウンディング)を実施します。この市場調査では、地域の方々や関係者からの意見を積極的に収集し、公園の魅力向上や利用促進に向けたアイデアの創出を図ります。具体的には、民間事業者の皆様が希望する事業を暫定的に実施してもらい、公園の立地条件や使い勝手などを確認いただきながら、より多くの人に愛される公園づくりを進める方針です。

将来的には民間の活力を取り入れた管理運営を計画しており、トライアル・サウンディングを通じて地域の特性や市民のニーズに応じたイベントや事業の実施を検討してもらい、『丸子かわまち公園』が広く活用されることを目指しています。

2. 期待される効果

本事業により、次の効果が期待できると考えています。

民間事業者のメリット

- ☐ 今後の公民連携に向けて、当施設でアイデアのニーズがあるか、確認することができます。
- ☐ サウンディングを通じて、意見や考えを一定程度公募内容に反映することができます。
- ☐ 短期間での実施のため、リスク負担が少なく参入しやすいです。
- ☐ 立地・使い勝手・必要な設備・投資額の感触をつかむことができます。
- ☐ 収益性など、市場ニーズを確認することができます。

上田市のメリット

- ☐ 暫定利用を通じた利用者の皆様との対話により、早い段階で市場性を確認できます。
- ☐ 民間事業者のノウハウやアイデアを活用した検討及び公募条件の策定ができます。
- ☐ 民間事業者の意見を参考に、現実的な公募条件の策定ができます。
- ☐ 短期間、季節感のあるイベントの誘発に繋がります。
- ☐ 民間事業者の事業集客力、施設との相性などを確認することができます。

3. 施設情報



【施設の概要】

施設名称	丸子かわまち公園
所在地	上田市塩川2856 番地1
開設年月日	令和7年4月1日
施設面積	敷地面積 18,000 m ²
施設構成	【管理棟】 休憩室(31 m²)、倉庫(28 m²)、事務室(9 m²)、 トイレ(男女およびバリア各1箇所) 【その他】 アウトドアゾーン(4,800 m²)、多目的広場(4,400 m²)、 多目的芝生広場(4,500 m²)、芝生広場(1,500 m²)
インフラ系	上水道・下水道・電力(管理棟および公園灯)
駐車場	普通車41台(うち優先区画3台)
交通手段	公共交通機関：【電車】しなの鉄道「大屋駅」から徒歩11分 【バス】「上田駅前」から「石井」へ約21分⇒徒歩6分
	車でのアクセス：上信越自動車道「上田菅平IC」から約15分
近隣施設	・大石グラウンド、石井マレットゴルフ場

4. スケジュール

日 程	内 容
令和7年7月14日	実施要項の公表
令和7年8月4日から 令和7年11月30日まで	暫定利用（トライアル）の受付 ※応募状況により予告なく変更することがあります。
令和7年8月4日から 令和7年11月30日まで	施設の暫定利用（トライアル） ※応募状況により予告なく変更することがあります。
暫定利用後随時	トライアル・サウンディングに関するヒアリング・使用実績等の提出

5. トライアル・サウンディングの流れ

1	事前相談・現地調査	電話もしくはメールからお申込みください。
2	暫定利用受付	暫定利用を希望する皆様から提案を受付。 提案時には、8. 利用申請方法（1）提出書類に示す（ア）の書類を提出してください。
3	書類審査	提案内容を市で審査します。 このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
4	使用許可	採用された提案について、8. 利用申請方法（1）提出書類に示す（イ）の書類を提出してください。
5	暫定利用	提案内容に応じた暫定利用を実施。
6	モニタリング・ヒアリング 使用実績報告（レポート） 提出	暫定利用中及び終了後に実施 使用実績報告に記載していただく内容は、事業内容に応じて市で決定します。

6. 参加資格条件等

（1）参加者の条件

トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、申請内容を実行する意思と能力（資格）を有する県内の民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

（2）利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアル・サウンディングに参加することができません。

- （ア） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、上田市から一般競争入札への参加資格を取り消された者。
- （イ） 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があった者。
- （ウ） 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれている者。

- ① 破産者で復権を得ない者。
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (エ) 上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又はその構成員の統制下のある者及び同条第2号に規定する暴力団員。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
- (オ) 上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成22年告示第80号）に基づく指名停止期間中の者。
- (カ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者。
- (キ) 市税その他租税を滞納している者。
- (ク) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

7. 留意事項

(1) 費用負担

- (ア) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。
- (イ) 公園使用料は、原則免除とします。（減免許可必要）
- (ウ) 暫定利用に係る一切の経費は、暫定利用者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い・特許権等

(ア) 著作権の取り扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。

また、第三者に情報を漏らしません。

(ウ) 特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の方に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(4) 届出および申請書の提出

利用を開始するにあたり、イベント等を行う場所によっては、河川敷地の一時使用届や都市公園内行為許可申請等が必要となるため、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(5) その他

提案の実施にあたっては、当該施設の現運営事業者及び市所管課所と十分協議のうえ行うこととします。

※広場に電源はありませんので、電源は暫定利用者の持込での対応とします。

※多目的芝生広場および芝生広場への車の乗り入れ禁止。

また、公園内での火の使用禁止（バーベキュー・花火など）

8. 利用申請方法

(1) 提出書類

利用希望者は次の書類を提出するものとします。

(ア) 申込時

- ・ トライアル・サウンディング事業計画書【様式 1】
- ・ 利用希望者に関する基本事項【様式 2】
- ・ 誓約書【様式 3】

(イ) 利用決定後

- ・ 都市公園内占用許可申請書もしくは都市公園内行為許可申請書
- ・ 使用料減免申請書
- ・ イベント保険への加入を証明できるもの
- ・ 千曲川河川事務所および上田建設事務所への届け
- ・ (必要に応じて) 消防署、保健所への届け

(ウ) 利用後

- ・ 実績報告書【様式 4】

(2) 事前相談等

(ア) 事前相談

- ・ 提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。
- ・ 事前相談を希望する場合は、事前に事務局と日程調整を行ったうえで実施することとします。

(イ) 現地調査

- ・ 提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、事前に丸子地域建設課（下記連絡先）へ連絡し、日程調整を行ったうえで実施することとします。
- ・ 現地調査にあたっては、公園利用者への迷惑を及ぼさない範囲で行うこととします。

9. 提案の要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ・ 本公園に関するものとします。
- ・ 確実に実施できる利用内容とします。
- ・ 本公園を利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- ・ 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ・ 政治的または宗教活動
- ・ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ・ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）」第 2 条第 5 号に

規定する指定暴力団等の活動

- ・ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- ・ その他、市が本公園との関連性が低いと判断する行為

(3) 利用期間

施設の利用期間は、本市が許可した期間とします。

(4) 提案の資金調達・報酬等

暫定利用に係るすべての経費は、暫定利用者が負担するものとします。

1 0. 事業実施にあたって

(1) 責任及びリスク分担の考え方

暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行してください。

当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

(2) 許可書の取り扱い

都市公園内占用許可もしくは行為許可が交付された暫定利用者は、許可書に記載された条件のとおり本公園を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。

なお、使用期間中は許可書を携行するようにしてください。

(3) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

1 1. 申込先・その他連絡先

〒386-0492 上田市上丸子1612

上田市都市建設部丸子地域建設課（担当 田中）

（丸子地域自治センター内）

TEL 0268-42-1031

FAX 0268-42-3228

Eメール mkensetu@city.ueda.nagano.jp